

地方自治法第 179 条の規定による専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定により報告し，議会の承認を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸